特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第４７号

愛知県岡崎市伊賀町154番地４
清算株式会社　株式会社龍城化成
代表清算人　淺井　明人

1　決定年月日　平成27年６月19日

2　主文　次の協定を認可する。

協定

1　本協定において弁済の対象となる協定債権は、平成27年３月31日までに発生した債権とする。

2　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から２週間以内に、協定債権額の20.89875242％の金員を弁済する。

3　本件協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

4　別紙記載の協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときには、清算株式会社に対する債権の全額につき、その債務を免除する。

5　第２項の弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

平成２７年（再）第４１号

東京都墨田区東向島４丁目10番11―201号
再生債務者　入江　秀毅

1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2　監督委員　東京都千代田区内幸町１丁目１番７号　ＮＢＦ日比谷ビル５階　新保法律事務所　弁護士　新保　義隆

平成27年６月22日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第４０号

兵庫県尼崎市戸ノ内町３丁目33番10号４Ｆ
再生債務者　古賀　陽介

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月10日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月17日から平成27年７月31日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２７年（再イ）第１２号

岐阜市日野東８－２－６　岐東共栄寮408、住民票上の住所岐阜市日野東８丁目２番６号マルエイグループビル408
再生債務者　楢原　大輔

1　決定年月日時　平成27年６月22日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月27日から平成27年８月３日まで

岐阜地方裁判所

平成２７年（再イ）第７２号

名古屋市南区明治１丁目６番15号　アクアディア内田橋1103号
再生債務者　鈴木　裕子

1　決定年月日時　平成27年６月22日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月28日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第５号

神戸市西区桜が丘東町３丁目１番地の３　市住19―204号
再生債務者　溝口　　稔

1　決定年月日時　平成27年６月22日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月27日から平成27年８月３日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第３号

北海道夕張郡栗山町松風３丁目193番地
再生債務者　土本　武広

1　決定年月日時　平成27年６月23日午後２時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月14日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月28日から平成27年８月４日まで

札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（再イ）第１７号

愛知県一宮市今伊勢町宮後字宮代43番地５
再生債務者　増井　一樹

1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月14日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月28日まで

名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（再イ）第２０号

三重県四日市市小古曽東１丁目３番38号
再生債務者　原　　勝彦

1　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月14日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月21日から平成27年７月28日まで

津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第３１８号

東京都江戸川区篠崎町２－１－19―301
再生債務者　松井　廣樹

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月31日から平成27年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３４３号

東京都小金井市本町３－11－９－701
再生債務者　齋藤　隆司

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月31日から平成27年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３６６号

神奈川県川崎市川崎区南町21―２―302
再生債務者　嶋田　　洋

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月31日から平成27年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３７０号

東京都杉並区阿佐谷北４－９－８―206、住民票上の住所富山県南砺市野尻145―１
再生債務者　才川　紀和

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月31日から平成27年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３８１号

神奈川県川崎市宮前区犬蔵１－４―25―502
再生債務者　梶並　謙二

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月31日から平成27年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第３８８号

東京都立川市柏町３―18―５―303
再生債務者　茂森　　洋

1　決定年月日時　平成27年６月19日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年７月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年７月31日から平成27年８月21日まで

東京地方裁判所民事第20部